

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示

令和7年8月4日

生駒市長 小紫 雅史

1. 公募の趣旨

本事業は、いこま市民パワー株式会社（以下「いこま市民パワー」という。）を中核とする電力事業を契機とした持続可能なまちづくりの推進に資するため、「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（“自治体新電力×コミュニティの力”で新たな脱炭素住宅都市モデルの実現）（以下「事業計画」という。）」に基づき、太陽光発電設備等を導入し、いこま市民パワーを通じて再生可能エネルギー電力の供給を行う等の事業を実施するものである。いこま市民パワーが出資参画する「合同会社いこまサンライフ（以下「サンライフ」という。）」は、事業計画に基づく事業実施のために設立された企業であり、サンライフを相手方とする契約手続を行う予定としているが、サンライフ以外の者で、下記の公募要件を満たし、本事業の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても「4. 公募要件」を満たすと認められる者がいない場合、又は公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、サンライフとの随意契約の手続に移行する。なお、「4. 公募要件」を満たすと認められる者がいる場合は、競争入札により事業実施候補者を特定する手続を実施する予定である。

2. 事業の概要

(1) 事業件名

生駒市における脱炭素事業及び持続可能なまちづくり推進に関する事業

(2) 事業内容

「生駒市における脱炭素化事業及び持続可能なまちづくりの推進に関する事業概要（以下「事業概要」という。）」のとおり

(3) 事業期間

契約日から令和8年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 生駒市より入札参加停止措置等を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった競争入札等の手続期間において、入札参加停止措置等を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 生駒市民税（法人・個人）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 事業概要に定める内容を踏まえ、本事業を円滑かつ確実に進行できる体制を整備できること。
- (3) いこま市民パワー及び生駒市が推進する電力事業を通じたまちづくりの方針と整合し、かつその発展に寄与できる社内体制を整備できること。

5. 手続等

- (1) 本公示に係る資料の配布期間、配布場所及び配布方法等

- ① 配布期間

令和7年8月4日～令和7年8月19日までの8時30分から17時15分まで（閉庁日を除く。）

- ② 配布場所

ア. 生駒市ホームページにおける掲示

イ. 市役所現地における配布

生駒市地域活力創生部脱炭素まちづくり推進課

所在地 奈良県生駒市東新町8番38号 生駒市役所2階 24番窓口

電話 0743-74-1111（内線2860）

担当 島田

- ③ 配布書類

事業概要、参加意思確認書

- (2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

- ① 提出期間

上記(1)①に同じ

- ② 提出場所

上記(1)②イに同じ

- ③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に事業等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参又は郵送すること。

なお、参加意思確認書等を郵送する場合は、提出期間中に必着しなければならない。

- (3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、事業の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、生駒市長に対して、事業の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

生駒市地域活力創生部脱炭素まちづくり推進課

所在地 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号 生駒市役所 2 階 24 番窓口

電話 0743-74-1111 (内線 2860)

担当 島田

7. その他

- (1) 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該事業の競争入札等を中止する場合がある。
- (2) 提出書類は、生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。

なお、本参加意思確認手続及び参加意思確認手続後に行う事業実施（候補者）特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。